

# 新宿区立天神小学校保護者と先生の会（PTA）規約

## 第1章 名称

第1条 本会は、天神小学校保護者と先生の会（PTA）と称する。

## 第2章 目的および活動

第2条 本会は、会員が相互に協力して、学校、家庭および社会における児童の教育を向上させ、その福祉を増進することを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 学校、家庭、社会の緊密な連絡によって、児童の生活の充実と向上をはかる。
2. 会員相互の教養と親睦をはかる。
3. 本会が PTA 活動の為に必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については（個人情報取り扱い規則）定め、適切に運用するものとする。

## 第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針によって活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉の為に活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特別な政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為を行わない。
3. 本会または本会の役員の名で講師の選挙の候補者を推薦しない。

## 第4章 会員

第5条 本会の会員は、個人の自由な意思で入会し、または退会できることを前提とし、次のとおりとする。

1. (1) 児童の父母またはこれに代わる者  
(2) 天神小学校に在職する教職員
2. (1) 入会希望者は、PTA 本部に入会の意思表示をする。退会希望者は、PTA 本部に退会の意思表示をする。  
(2) 退会希望者から PTA 会費返納の申請があった場合、未在籍期間分を返納する。ただし、申請がない場合は返納しない。  
(3) 次に該当するものは、自動退会とする。該当するものへは未在籍期間分の PTA 会費を返納する（ただし、2 期以上在籍した場合は返納しない）

- ・児童の卒業または転校
- ・教職員の異動または退職

第6条 本会の会員は、平等の権利と義務を有する。

## 第5章 会計

第7条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

第8条 会費は、会員一世帯につき、総会で定める額を納入する。

第9条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第11条 本会の会計監査は、総会で選出された2名以上の監査委員によって行われる。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員

第13条 本会に下記の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名以上

副会長の中から、会長補佐、大久保育成担当、書記、会計を1名以上適宜選出する。

第14条 役員を選出は次のとおりにする。

役員は全会員による信任投票によって承認を得る。

第15条 役員の仕事および任期。

1. 会長は、会の代表となり会務を統括し、総会、運営委員会を招集する。又、必要に応じ運営委員会に諮り顧問、参与を置くことができる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の代理となる。
3. 役員の仕事は、1年とする。但し、再任を妨げない。

## 第7章 会議

第16条 本会は、下記の会議を行う。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 部会・総会

第17条 総会は、定期総会と臨時総会の2つとし、本会の最高議決機関とする。

1. 定期総会は、年度初めに開き次の事項を行う。
  - (1) 事業報告、決算報告の承認
  - (2) 事業計画案、予算案の審議ならびに承認

(3) その他、重要事項の審議および承認

2. 臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めた時、もしくは会員の5分の1以上の要求があった時に開かれる。

3. 総会は、会員の5分の1以上出席がなければ成立しない。

但し、緊急事態宣言などの発動状況下で休校等を余儀なくされ集会が不可能、または不適當な場合は、webサイトやメール、情報通信アプリケーションなどを用い、オンラインにて代替開催することを可能とする。

4. 総会での審議事項は、委任状を含み、全会員の過半数相当の賛成をもって承認とみなす。

第18条 運営委員会は本会の役員、学級代表部の全員、校外部の部長、副部長部員、校長、副校長をもって構成し定期的に会合をもち次のことを行う。

1. 総会の議決に基づいて本会を運営する。

2. 総会に提出する議案を調整する。

3. 各部、委員会、各班の報告、連絡をはかり、各部、委員会より提出された議案を審議検討し、処理する。

4. 総会にかかわる議決機関として、予算の更正、緊急事項の処理をする。但し、この場合は2分1以上出席と過半数の同意がなければならない。

第19条 委員会が必要な場合、臨時にこれを開き、会議の打ち合わせをする。校長、副校長も参加する。

## 第8章 部、委員会

第20条 本会の活動に必要な部、委員会を設ける。

(1) 学級代表部 (2) 校外部 (3) イベント実行委員会

学級代表部、校外部は、各学級において各部1名以上選出され、教員若干名を持って構成する。

各部長1名、副部長1~2名を置く。

部長は、部会を招集し、その司会をする。

## 第9章 附則

第21条 学校長は、児童教育の目的を達成するために、また学校管理の立場より、本会に建議をなし、かつ本会を正しく発展させる任にあたる。

第22条 本会の規約施行に関して運営委員会は別に細則を定めることができる。

第23条 本規約の改訂および改正は総会の議決により執行するものとする。

昭和 48 年 4 月 27 日 実施

平成 8 年 3 月 1 日 改訂

平成 9 年 5 月 1 日 改訂

平成 11 年 4 月 27 日 第 7 章、第 8 章 改訂

平成 12 年 4 月 27 日 第 8 章 改訂

平成 15 年 6 月 10 日 第 8 章 改訂

平成 18 年 2 月 8 日 第 8 章 改訂

平成 19 年 2 月 14 日 第 20 章 改訂

平成 20 年 2 月 4 日 第 20 章 改訂

平成 21 年 3 月 4 日 第 5.7.8.9 章 改訂

平成 22 年 1 月 15 日 第 13.14.15.18.19.20 章 改訂

平成 22 年 4 月 22 日 第 14.17 章 改訂

平成 28 年 5 月 13 日 第 7.8 章 改訂

令和元年 5 月 24 日 第 6.7 章 改訂

令和 3 年 5 月 14 日 第 5. 7 章 改訂

令和 8 年 4 月 1 日 第 7.8 章 改訂

## 新宿区立天神小学校 PTA 運営細則

### 第1章 役員、会計監査の選出および就任

- 第1条 会長、副会長および会計監査の選出を公明かつ円滑に行うため選考委員会を設ける。
- 第2条 選考委員は学級代表部、教員の中より1名を持って構成する。  
(現役員が補助をする)
- 第3条 役員候補者は下記のとおりにする。
1. 役員推薦によるもの。
  2. 会員の推薦により、選考委員会に届出されたもの。
- 第4条 選考委員であっても、役員候補者になることができる。
- 第5条 選考委員会は、第3条について選考をし、候補者本人の同意を得るための交渉をする。
- 第6条 年度ごとの状況により、役員人数を増減することができる。
- 第7条 選考委員会は、候補者本人の同意を得たものを最終候補とし、信任投票の5日前までに候補者の氏名、PTAにおける経歴を全会員に知らせる。なお、選考委員会は、役員および会計監査の選出に関するその他一切の事務を取り扱う。
- 第8条 役員および会計監査の候補者は会員による信任投票で承認を得て選出される。
- 第9条 役員の就任は、毎年4月1日とし、任期は1カ年とする。但し、役員及び会計監査が任期満了前に欠けたとき、その後任者が信任投票により改めて選出された場合は、その任期は前任者の残存期間とする。

### 第2章 臨時委員会

- 第10条 必要に応じ、運営委員会は臨時委員会を設けることができる。
- 第11条 臨時委員会の委員は、会長が運営委員会にはかり委嘱する。
- 第12条 臨時委員会は、委員の互選により、委員長、副委員長を選出し、委員長は委員会を招集し、その司会をする。
- 第13条 臨時委員会は、その任務を終えるとともに解散する。

### 第3章 会費

- 第14条 会費は一世帯につき3,000円とし、総会后一括納入する。  
但し、事情により会費を分納または減免することができる。
- 第15条 転入については、1学期1,000円・2学期1,000円・3学期1,000円とし、学期在籍の有無により算出した金額を納入する。

また転出については、在籍半年未満の場合に限り、学期在籍の有無により算出した金額を直ちに返納する。

#### 第4章 慶弔に関する規定

第16条 この規定は、会員およびその家族を対象とする。

第17条 本校役員の離任および教職員の転退職の場合は、記念品を贈る。

第18条 本校教職員が結婚した場合は、祝儀として3,000円を贈る。

第19条 一般会員および教職員の凶事の場合は、下記によって弔意を表す。

1. 本校児童の父母もしくはこれに関わるものが死亡した場合は、香典として3,000円を贈る。
2. 本校児童が死亡した場合は、香典として3,000円贈る。
3. 教職員が死亡した場合は、香典として10,000円贈る。
4. 教職員の配偶者その子女および実養父母が死亡した場合は、香典として3,000円贈る。

第20条 この規定によりがたい事情がある場合は、運営委員会の議決により執行する。

#### 第5章 運営細則の改正および改訂

第21条 運営細則の改正および改訂は運営委員会の議決により執行する。

第22条 当規則第14条及び15条の会費の規定について今年度限りにおいて以下のとおり変更する。なお当条項は、令和8年度末をもって削除し、以下条項を繰り上げる。

1. 会費は一世帯につき2,000円とし、総会後一括納入する。但し、事情により会費を分納または減免することができる。
2. 転入に関する規定については、1学期1,000円・2学期1,000円・3学期0円とし、学期在籍の有無により算出した金額を納入する。また転出については、在籍半年未満の場合に限り、学期在籍の有無により算出した金額を直ちに返納する。

#### 第6章 個人情報取り扱い規則

第23条 この情報取り扱い方法は、本会が保有する個人情報の適切な取扱を定めることにより、個人情報保護に関する法令などを厳守するとともに、PTA活動において個人情報を保護することを目的とする。

- (1) 保護者の氏名、電話番号、電子メールアドレス
- (2) 児童の氏名、学年、学級

(利用目的)

- (1) PTA会員名簿の作成と会員への配布

- (2) 連絡網の作成と会員への配布
- (3) 行事の案内、その他の文書の送付

昭和 48 年 4 月 27 日 実施

平成 8 年 3 月 1 日 改訂

平成 8 年 12 月 5 日 第 1 章 改訂

平成 9 年 1 月 13 日 第 3.4 章 改訂

平成 9 年 5 月 1 日 第 1 章 改訂

平成 11 年 3 月 16 日 第 3 章 改訂

平成 14 年 2 月 13 日 第 3 章 改訂

平成 15 年 6 月 10 日 第 3 章 改訂

平成 19 年 4 月 19 日 第 1 章 改訂

平成 21 年 3 月 4 日 第 1 章 改訂

平成 22 年 4 月 22 日 第 6.7 章 改訂

平成 27 年 5 月 15 日 第 1 章 改訂

平成 29 年 5 月 12 日 第 5 章 改訂

令和 3 年 5 月 14 日 第 3 章 改訂

令和 4 年 5 月 12 日 第 3 章 改訂

令和 7 年 4 月 26 日 第 1 章 改訂

令和 8 年 4 月 25 日 第 5 章 改訂

## 令和 8 年度 天神小学校 PTA 予算案

自：令和 8 年 4 月 1 日 至：令和 9 年 3 月 3 1 日

### 1. 収入の部

項目	本年度予算案	前年度予算案	増減	備考
会費	286,000 円	540,000 円	-254,000 円	2,000 円×143 名（会費を今年度のみ 3000 円から 2000 円に変更）
雑収入	280,000 円	280,000 円	0 円	新宿区コミュニティ事業助成金、お祝金、なかよし祭り売上
繰越金	946,552 円	838,565 円	+107,987 円	通帳残高及び小口現金残高
<b>合計</b>	<b>1,512,552 円</b>	<b>1,658,565 円</b>	<b>-146,013 円</b>	

### 2. 支出の部

区分	項目	本年度予算額	前年度予算額	増減
活動費	広報部（今年度から廃止）	0 円	60,000 円	-60,000 円
	運動会（警備、受付外部委託）	30,000 円	12,000 円	+18,000 円
	なかよしまつり	400,000 円	400,000 円	0 円
	ベルマーク（今年度から廃止）	0 円	1,000 円	-1,000 円
	校内イベント費（もちつき大会等）	100,000 円	100,000 円	0 円
	その他（式展花代、懇親会費等）	40,000 円	80,000 円	-40,000 円
運営費	印刷費	50,000 円	50,000 円	0 円
	消耗品費	20,000 円	10,000 円	+1,000 円
	慶弔費	10,000 円	10,000 円	0 円
	渉外費	30,000 円	30,000 円	0 円
	退任・異動者餞別費	12,000 円	12,000 円	0 円
	分担費（昨年度小 P 連退会）	0 円	6,000 円	-6,000 円
	備品費	6,000 円	6,000 円	0 円
	保険料	40,000 円	27,000 円	+13,000 円
	雑費（振込手数料等）	10,000 円	0 円	+10,000 円
	予備費	50,000 円	50,000 円	0 円

区分	項目	本年度予算額	前年度予算額	増減
	合計	79,8000 円	854,000 円	-5,6000 円

3. 残額

(収入の部) - (支出の部) = 714,552 円

## ◆令和7年度事業報告（役員・学級代表・校外）

日付	行事	活動内容
2025年3月中		新旧役員、クラス委員引き継ぎ
4月7日	天神小学校入学式	挨拶 PTA資料配布、カメラマン手配
4月8日から11日	春の交通安全運動	旗振り、当該ボランティア募集
4月23日	一斉下校	一斉下校に付きそう、当該ボランティア募集
4月26日	第1回運営委員会	開催
5月9日	地域協働学校運営協議会会議	参加
5月14日	大久保地区育成会青少年委員会 役員会	参加
5月15日	PTA総会	準備、開催
5月17日	例大祭	御神酒奉納
5月20日	大久保地区青少年委員会 総会	総会参加
5月21日	大久保地域見守り隊懇談会	参加
5月24日	運動会	挨拶及び警備員、受付、カメラマン手配
6月4日	大久保地区安全安心一斉パトロール	一斉下校に付きそう、当該ボランティア募集
6月5日	大久保地区青少年委員会 社会環境部部会	参加
6月29日	社会を明るくするパレード	楽器の搬入搬出 パレード参加
7月1日	地域協働学校運営協議会会議	参加
7月9日	大久保地区青少年育成委員会 役員会	参加
7月21日	ラジオ体操初日	東一会会長に挨拶
8月2日	映画上映会	イベント企画、実行、運営
8月3日	ラジオ体操最終日	東一会会長に挨拶
8月30日	第2回運営委員会	開催
9月1日から15日	夏の防犯パトロール	下校に付きそい危険箇所確認、当該ボランティア募集
9月4日	給食試食会	会の企画
9月6日	なかよし祭り	おまつり企画、実行、運営、カメラマン手配
9月9日	地域協働学校運営協議会会議	参加
9月10日	大久保地区青少年育成委員会 役員会	参加
9月19日	天神小学校放課後こどもひろば連絡会	参加
9月22日から26日	秋の交通安全運動	旗振り、当該ボランティア募集
10月15日	大久保地区青少年育成委員会 体育部部会	参加
10月21日	避難所運営管理協議会	避難所開設訓練に関する打ち合わせ
10月24日	グリーンアドベンチャー	カメラマン手配
11月8日	避難所開設訓練	受付
11月11日	地域協働学校運営協議会会議	参加
11月12日	大久保地区青少年育成委員会 役員会	参加
11月14日	社会環境部研修会	参加
11月29日	音楽会	カメラマン手配・DVD作成
12月17日	富久学童運営協議会	参加
1月8日から16日	冬の防犯パトロール	下校に付きそい危険箇所確認、当該ボランティア募集
1月14日	大久保地区青少年育成委員会 役員会	参加
1月20日	地域協働学校運営協議会会議	参加
1月10日	東一会新年会	参加
1月20日	東二会新年会	参加
	新年講演会	参加
1月24日	第3回運営委員会	開催
2月9日	富久学童運営協議会	参加
	大久保地区青少年育成委員会 広報部部会	参加
2月12日	新1年生懇親会	企画、実施

2月18日	地域協働学校運営協議会会議	参加
2月28日	もちつき大会前日準備	米を洗う
3月1日	もちつき大会	会の運営補助、カメラマン手配
	むかし遊び	イベント手伝い
3月11日	大久保地区青少年育成委員会 役員会	参加
3月25日	卒業式	挨拶、飾りの花用意、カメラマン手配
11月から3月	学級代表部による次年度役員、学級代表部、校外委員の選出	

## ◆令和8年度 事業計画案

### ◇PTA 本部

- ・PTA 主催行事企画、運営
  - 鬼ごっこイベント
  - 水鉄砲大会、ドッジボール練習会等夏休みイベント
  - なかよし祭り
  - 給食試食会
  - 新1年生懇親会
- ・学校行事への参加、協力
  - 運動会の警備員、受付等手配
  - 社会を明るくするパレードに参加する子どもたちの支援
- ・大久保地区青少年育成会への参加、協力
  - 縁日運営協力
  - むかし遊び運営協力
- ・地域行事への参加、協力
  - もちつき大会運営協力
  - 例大祭子ども参加呼びかけ
- ・各関係団体の会議参加
  - 地域協働学校運営協議会
  - 天神小学校放課後こどもひろば連絡会
  - 避難所運営管理協議会
  - 富久学童運営協議会
- ・スタジオアリスのカメラマン派遣（移動教室を除く）
- ・ベルマークの寄付を通した子どもたちのボランティア参加のお手伝い
- ・防犯、交通安全に対する取り組み
  - 旗振り
  - 防犯パトロール（通学路の危険箇所の確認）
  - 防犯情報に関する一斉配信

### ◇学級代表部

- ・学級に関することの調整、担任との連携
- ・PTA 本部との連携
- ・次年度役員選出
- ・次年度学級委員選出

### ◇校外部

- ・一斉下校の付き添い
- ・防犯パトロール（自分の子どもの下校に付き添い、通学路の危険箇所の確認）
- ・春、秋交通安全運動での旗振り

以上

# 令和 8 年度定期総会議案書

日時：令和 8 年 5 月 21 日 木曜日 午後 3 時 30 分

場所：天神小学校 天神ルーム

## 第 1 号議案 令和 7 年度 事業報告承認及び決算報告承認継続審議に関する件

令和 7 年度決算につきましては、現在会計資料及び残高等の最終確認作業をおこなっておりますが、一部確認を要する事項があり、監査完了に至っておりません。

つきましては、会計処理の正確性を優先するため、本総会における決算報告の承認は継続審議とし、確認及び監査完了後、改めて会員の皆様にご報告の上、承認をお願いしたいと思っております。なお、決算確定後の承認方法としては、本総会第 4 号議案が承認されることを条件に、Google フォームによる決議となりますこと併せてご審議をお願いします。

## 第 2 号議案 令和 8 年度 事業計画案及び会計予算案承認に関する件

令和 8 年度事業計画案に基づき、別紙のとおり予算案を提案致します。

なお、前年度決算につきましては最終確認中であり継続審議としておりますが、新年度の活動を円滑に開始する必要があるため、本予算案についてはご審議の上、ご承認をお願い致します。なお前年度決算確定後、必要に応じて補正予算を提案する場合があります。

## 第 3 号議案 令和 8 年度 会計監査のための監査委員選出に関する件

以下 2 名を会計監査のための監査委員として選任いたしたく、ご審議をお願い致します。

会計監査 監査委員 野津本正美 前会計監査 監査委員

会計監査 監査委員 渡辺生智郎 前会計監査 監査委員

## 第 4 号議案 総会開催方法の多様化のための規約一部変更に関する件

毎年総会開催に係わる会場準備、資料印刷、受付及び運営等の業務負担が大きく、役員の著しい負担となっています。つきましては、役員負担軽減を目的として、Google フォームを利用した電磁的方法による議決を可能とするため、規約を変更したく、ご審議をお願い致します。

変更前	変更後
<p>第 17 条 総会は、定期総会と臨時総会の 2 つとし、本会の最高議決機関とする。</p> <p>1. 定期総会は、年度初めに開き次の事項を行う。</p> <p>(1) 事業報告、決算報告の承認</p> <p>(2) 事業計画案、予算案の審議ならびに承認</p> <p>(3) その他、重要事項の審議および承認</p> <p>2. 臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めた時、もしくは会員の 5 分の 1 以上の要求があった時に開かれる。</p>	<p>第 17 条 総会は、定期総会と臨時総会の 2 つとし、本会の最高議決機関とする。</p> <p>1. 定期総会は、年度初めに開き次の事項を行う。</p> <p>(1) 事業報告、決算報告の承認</p> <p>(2) 事業計画案、予算案の審議ならびに承認</p> <p>(3) その他、重要事項の審議および承認</p> <p>2. 臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めた時、もしくは会員の 5 分の 1 以上の要求があった時に開かれる。</p>

<p>3. 総会は、会員の5分の1以上出席がなければ成立しない。但し、緊急事態宣言などの発動状況下で休校等を余儀なくされ集会が不可能、または不適當な場合は、webサイトやメール、情報通信アプリケーションなどを用い、オンラインにて代替開催することを可能とする。</p> <p>4. 総会での審議事項は、委任状を含み、全会員の過半数相当の賛成をもって承認とみなす。</p>	<p>3. 総会は、対面のほか、書面または電磁的方法により開催することができる。</p> <p>4. 前項の電磁的方法とは、電子メール、ウェブフォーム、その他インターネットを利用した方法により意思表示を行う手段をいう。</p> <p>5. 電磁的方法により意思表示を行った会員は、総会に出席したものとみなす。</p> <p>6. 総会は会員の5分の1以上（電磁的方法による参加者を含む）の参加をもって成立する。</p> <p>7. 総会の議決は、出席者（電磁的方法による出席者を含む）の過半数の賛成をもって決する。</p>
--	---